

海外派遣者選考委員会規程

平成18年1月27日
令和元年11月8日最終改正
国立大学図書館協会理事会

(趣旨)

第1条 「海外派遣事業実施要項」(令和元年11月8日最終改正 国立大学図書館協会理事会決定)第8項の規定に基づき、海外派遣者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の任務及び組織について定める。

(任務)

第2条 選考委員会は、「海外派遣事業応募要領」(令和元年11月8日最終改正 国立大学図書館協会理事会決定)により応募した者の中から、別に定める選考基準に基づき海外に派遣する者の選考を行う。

(組織)

第3条 選考委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

(委員長及び委員)

第4条 委員長及び委員は、総務委員会の委員長及び委員が兼ねるものとする。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、総務委員会の委員長及び委員の任期と同一とする。

(海外派遣者審査専門委員会)

第6条 選考委員会に、応募内容を審査するために、海外派遣者審査専門委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2. 審査委員会の委員は、総務委員会(小委員会を含む)の委員の中から委員長が3名を指名する。ただし、海外派遣事業への応募者を推薦した会員に所属する者を委員に指名することはできない。
3. 審査委員会に主査を置き、主査は会議を主宰する。
4. 主査は、審査委員会の委員の互選による。
5. 審査委員会の委員の任期は、委員長が定める。

(審査結果の審議と結果の報告)

第7条 選考委員会は、審査委員会の審査結果に基づき派遣者を選考し、その結果を国立大学図書館協会理事会に報告する。

(事務)

第8条 選考委員会の事務は、国立大学図書館協会事務局及び委員長が所属する会員が行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、選考委員会の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成18年1月27日から施行する。

附 則（平成22年2月8日改正）

この規程は、平成22年2月8日から施行する。

附 則（平成24年11月13日改正）

この規程は、平成24年11月13日から施行する。

附 則（平成25年10月24日改正）

この規程は、平成25年10月24日から施行する。

附 則（平成26年11月17日改正）

この規程は、平成26年11月17日から施行する。

附 則（平成27年5月18日改正）

この規程は、平成26年11月17日から施行する。

附 則（平成28年11月7日改正）

この規程は、平成28年11月7日から施行する。

附 則（令和元年11月8日改正）

この規程は、令和元年11月8日から施行する。